

制 定	平成18年 7月12 日
最終改 正	平成29年 5月22 日

隠岐地域保健医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 隠岐地域（以下「圏域」という）における保健医療に関する諸課題を検討し、その充実を図るため、隠岐地域保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 圏域における保健医療体制の構築に関すること。
- (2) 保健医療計画（隠岐圏域編）の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他、圏域における保健医療に関する諸課題に関すること。

(組織)

第3条 対策会議の委員は、病院長、郡医師会長、町村長又は副町村長、消防本部消防長、保健・福祉等の関係諸機関の長又はこれに準ずる職の者、地域住民からなる組織の長及びその他関係者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 改選時において、次期役員が選出されるまでの間は、前役員が引続き就任するものとする。

(運営)

第5条 対策会議は、次により運営する。

- (1) 対策会議には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- (2) 対策会議の議長は、委員長が務める。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 圏域における保健医療に関する諸課題の検討のため、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 対策会議及び作業部会の庶務は、隠岐保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、対策会議及び作業部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

ただし、委員の任期については、第4条にかかわらず平成19年3月31日とする。

附則

この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

ただし、委員の任期については、第4条にかかわらず平成21年3月31日とする。

附則

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

ただし、委員の任期については、第4条にかかわらず平成23年3月31日とする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日とする。

附則

この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

ただし、委員の任期については、第4条の規定にかかわらず平成27年3月31日とする。

附則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。